

仕 様 書

公益財団法人東京観光財団

1 件名

令和6年度高付加価値旅行ウェブサイト制作業務委託

2 事業目的

東京都（以下「都」という。）及び公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）は、更なる訪都旅行者数の増加及び観光消費額の拡大を図るため、滞在中に多くの消費が期待できることに加え、都市のイメージ向上にも寄与する高付加価値旅行者（特に富裕層）の誘致に向けて、プロモーション活動を実施している。

プロモーションの一環として、平成30年度に富裕層向け旅行地としての認知度向上を目的として公開したウェブサイト『Timeless Tokyo (<https://timelesstokyo.com>（以下「サイト」という。))』について、高付加価値旅行PRサイトとして拡充し、運営する。

3 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 履行場所

TCVBの指定する場所

5 ターゲット

主に欧米豪・一部アジアを中心とした高付加価値旅行者のうち、特に1回の現地における旅行消費額が100万円以上（宿泊費を除く）の層の顧客を扱う旅行事業者。

但し、高付加価値旅行者へのイメージ訴求や情報提供も意識すること。

6 全体運営

(1) 全般について

受託者は本仕様書に掲げる目的に基づき、サイトの改善、コンテンツの拡充及び最新情報の掲載、管理運営・保守を行うこと。運営スケジュールに沿って効率的に業務を進めること。

(2) 訴求するブランドイメージ

ア. 高付加価値旅行者向け訴求イメージ

ターゲットとする旅行者層は、過去の調査結果等から、他と一線を画する「パーソナライズ化」「本物志向」「価値ある体験」を好むことが明らかになっている。ニーズに合った特別感の醸成のため、高付加価値旅行者向けプロモーション

において活用している「Tokyo Timeless Temptations」のロゴを活用し、サイトのトーン&マナーを継承しながら、ターゲットにあったイメージ訴求をすること。

なお、「Tokyo Timeless Temptations」のロゴについては、別紙1「高付加価値旅行者向けPR事業用ロゴについて」を参照すること。

イ. 東京のブランディング戦略

都は世界に選ばれる旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、下記「東京のブランディング戦略」のとおり、ブランドコンセプトを定めている。本事業の実施にあたっては、ブランドコンセプトを踏まえて行うこと。「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとしたアイコン及びキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下「アイコン」という。）にこめられたメッセージを理解し、本事業におけるプロモーションと齟齬のないようにすること。

「東京のブランディング戦略」とアイコンについては以下を参照すること。

【東京のブランディング戦略】

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/tourism/plan/branding/>

【東京ブランドアイコン「Tokyo Tokyo」】

<https://tokyotokyo.jp/ja/about/>

(3) 実施体制

ア. 5に記載のターゲット及び当該旅行者層のニーズを的確に捉え、コンテンツ等に反映するため、当プロジェクトチーム内に高付加価値旅行及び富裕層旅行者の専門知識を十分に有するスタッフの配置を行うこと。

サイト運営に携わるものが、それらに関する専門知識や実績を十分に持ち合わせていない場合は、高付加価値旅行者向け訪都・訪日旅行事業者等の外国人専門家複数名との協力体制を構築すること。

イ. 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。

ウ. スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、TCVBの承認を得ること。

エ. 業務の詳細について、進捗状況を綿密にTCVBに報告すること。

オ. 「安心・安全な旅行形式」などの観点を含む、持続可能な観光の在り方を念頭に置いて実施すること。

(4) 英文コピーの品質管理

- ア. サイト制作における英文コピーは、原則として原稿の作成は英語ネイティブライターによって行い、複数名のネイティブチェックを行うこと。都・TCVBによる原稿確認は英語と日本語双方で行うため、原稿に対して言葉の表現を細部に渡って確認が可能な日本語訳を用意すること。但し、日本語で作成した後に英語のライティングを行うことが適している場合は、必要に応じて制作体制や進行等を調整すること。
- イ. 既にTCVBにて制作済みのPRツール等との表記の統一を図るとともに、適切な表現となるよう、ネイティブ及び日本語と英語のバイリンガル能力を有する者が、英文ライティング（もしくは翻訳）文章全体の調和等の観点も含めた検証を行い、適宜修正すること。
- ウ. 機械翻訳は不可とし、文字化けやレイアウト崩れなどの不具合についてもチェックすること。
- エ. 固有名詞の表現等については、本契約締結後、TCVBが提示する内容に従うこと。

7 委託内容

受託者は本事業の趣旨を十分理解した上で、より効果的な訴求力があり、魅力的なサイトにするため、ウェブサイトの改善、コンテンツの拡充及び、円滑なサイト運営をすること。

(1) コンセプト

高付加価値旅行地としての東京のイメージ訴求や、「東京でしか出来ない体験・東京ならではの体験」に関する情報を提供し、旅行先としての認知度を向上させる。

(2) 言語・翻訳

- ア. 英語（アメリカ英語）対応とすること。
- イ. 翻訳に当たっては、サイト内に掲載している記事及び、Luxury Travel Guide やLuxury Travel Ideas など、既にTCVBにて制作済みのPRツール等との表記方法の統一を図ること。
- ウ. 情報更新、追加に伴うテキストは英語もしくは日本語で収集すること。
- エ. 固有名詞や単語の修正等、軽微な翻訳修正に対応すること。

(3) サイトのデザイン・構成について

- ア. サイトのデザイン及び構成について、サイトの目的を達成し、ターゲットへの情報提供のプラットフォームとしてより効果的に機能させ、より魅力的なサイトとするために適したデザイン、構成とすること。
- イ. スマートフォン及びタブレット等多様な電子機器からのアクセスに配慮したレスポンシブデザインとすること。

- ウ. ユーザビリティが高く、必要な情報を容易に閲覧でき、直感的に理解できるようなサイト構成にすること。
- エ. 直帰率が低く、回遊性の高い（平均ページ閲覧数が多い／滞在時間が長い）構成を考え、関連コンテンツへの遷移等のアクションを意識したサイト作りを行うこと。新規コンテンツの情報がユーザーに一目で分かりやすいように、トップページ等で工夫して掲載すること。
- オ. 高付加価値旅行地としての東京の魅力がターゲットに伝わるよう、デザイン上のユーザビリティ向上のためにも既存の写真について必要に応じて差し替えを行うこと。また、令和6年度中に使用期限が切れる画像10点程度については、差し替え用の画像を手配すること。差し替えにあたっては、新規撮影またはレンタルポジ等により用意すること。7(4)で実施するコンテンツの追加・更新においても、必要に応じて新規撮影またはレンタルポジ等により、掲載画像を用意すること。
尚、新規に撮影するものについては、都及びTCVBが実施する高付加価値旅行者誘致に向けた他事業においても二次利用することを前提に、撮影の交渉を行い、二次利用可能リストとしてまとめること。

(4) コンテンツの追加・更新

サイトの訴求力及びユーザビリティの向上を目的に、コンテンツを追加・更新し、掲載情報の拡充を行うこと。実施にあたっては、都及びTCVBが高付加価値旅行者向け市場におけるプロモーションのテーマとして掲げる「Tokyo Timeless Temptations」に込められた意図に沿った内容とし、信頼性の高い情報を掲載すること。

また、使用する画像については素材リストの一覧を作成し、使用期限や利用条件がある場合は明記し、サイトに使用された素材のリストとして一元管理するとともに、年度末にTCVBに提出すること（New&Trending、Model Itineraries等）。

以下に記載の項目に対して、それぞれ制作、実装すること。

ア. 東京の最新情報：New & Trending in Tokyo

サイト閲覧者にとって有益と思われる都内業界情報（新規開業ホテルやスポット、新サービス情報等）や東京に関する旬なトピックスを紹介する記事コンテンツを作成し、記事の掲載を行うこと。尚、同情報については業界関連メディアや外国人専門家等から情報収集を行うこと。掲載本数は年間5本程度とする。

イ. 東京ならではの体験紹介：Things to Do

TCVB より提供する新規コンテンツ（英文原稿・画像）4本程度を、数か月に1本程度の掲載を目安としてスケジュールを立てて追加すること。追加するコンテンツの英文原稿・画像はTCVBから提供するが、サイト掲載にあたり、各コンテンツの紹介文（英語30～50語程度）を作成し、掲載すること。なお紹介文は他コンテンツのトーン&マナーと合わせたものを作成すること。

ウ. テーマに合わせた行程案：MODEL ITINERARIES

既存の記事テーマ及びページ構成を刷新し、新規で3～4本程度制作・掲載すること。既存の行程案は新規で制作する行程案と入れ替え、制作する記事のうち、1～2本は家族向けの行程案、残り2本はテーマに合った年代のカップル・友人同士の2名程度を想定した行程案とする。

使用する画像はモデルを入れた撮影及びストックフォト、訪問先関連施設からの提供を前提に、かかる経費等は本契約内に含めることとする。画像は最低3年程度の権利処理を行うこととするが、可能な限り長期にわたっての使用が可能な状態となるよう関係先と調整すること。

エ. ホテル情報：Hotels

(ア) 業界が発行するメディア等を通して、都内既存ホテルのコンソーシアムへの新規加盟及び、今後都内にオープンするラグジュアリーホテルの情報収集を行い、随時TCVBへ共有すること。

(イ) 情報収集の結果、TCVBが別途提示する掲載条件を満たすことが明らかになった場合、都内既存ホテルに対し掲載許可取りを行い、ホテル概要を掲載すること。また、今後都内にオープンするラグジュアリーホテルについても「Upcoming Hotels」に追加すること。

(ウ) 「Upcoming Hotels」に掲載しているホテルについては、TCVBが別途提示する掲載条件を満たすことが明らかになった場合、掲載許可取りを行い、ホテル概要を掲載すること。

(エ) 既に掲載済みのホテル情報を含め、年に2回程度掲載内容の確認を行い、必要に応じて情報を更新すること。

オ. 都内問い合わせ先：Local Contacts

TCVBが別途提示する掲載条件を満たす事業者を調査し、掲載許可取りを行った上で必要な情報を掲載すること。既に掲載済みの情報を含め、年に2回程度掲載内容の確認を行い、必要に応じて情報を更新すること。

カ. 検索機能：Searching For

今年度追加するコンテンツ・記事について、サイト右上にある検索機能のハッ

シュタグへの紐づけを行うこと。(Things to Do 記事のみならず、New & Trending in Tokyo や MODEL ITINERARIES も含む。)

キ. 定期的な情報の更新・追加

以下の項目について、必要に応じて掲載情報の更新・追加を行うこと。

(ア) 「Promotion Schedule」

TCVB のトレードショー出展、イベント実施情報を掲載すること。

(イ) 「Promotion Archives」

TCVB 及び[東京観光レップ](#)が別途実施した高付加価値旅行向け PR での成果物等を格納すること。

(ウ) 「NEED TO KNOW」

一般的な観光情報を提供し、必要に応じて随時情報を更新すること。

(エ) リンクバナーの掲載

TCVB が指定する他のサイトへのバナー追加に対応すること。必要に応じて、TCVB から提供するバナーのリサイズ等を行うこと。

(オ) その他

- ・掲載情報の見直し及び最新情報の調査を行い、必要に応じて、掲載情報の更新や画像の差替え等を行うこと。
- ・年 1 回、サイト全体のページに設定された全てのリンクを確認し、リンク切れについて TCVB へ報告した後、修正すること。営業が確認出来ない店舗・施設等があった場合は、掲載可能な内容での記事構成を提示し、ページの更新を行うこと。
- ・アクセス及びユーザビリティ向上のため、アクセス分析等をもとに、掲載順番の変更等の改善策を提示し、必要に応じて実施すること。なお、大幅なデザイン変更・要素変更等は想定していない。

(5) ニュースレター原稿の作成・配信

ア. TCVB が参加する海外商談会のスケジュールにあわせ、新規記事を中心に海外トラベルデザイナー向けのニュースレターを年 3 本程度制作し、配信すること。

イ. 送信先は TCVB が商談会で会ったトラベルデザイナー数百名程度を想定する。配信にあたっては、配信先メールアドレスは TCVB が提供するが、個人情報の管理業務（セキュリティ対策）の徹底が可能で堅牢なメールマガジン等配信サービスを活用すること。配信解除は随時ユーザーがオンライン上で行える設定とする。また、年 3 回程度 TCVB が新たに支給する送付先（年合計 350 件程度）を当該配信サービスに追加登録し、管理すること。

(6) オンライン広告・ソーシャルメディア等を活用した広告

サイトのアクセス数向上を目的として、オンライン広告・ソーシャルメディア等を活用した広告出稿を行うこと。また、バナーを複数案作成し AB テスト等行いながらより多くのリーチが得られるよう運用すること。主なターゲット層は欧米豪の高付加価値旅行事業者とするが、その他エリアについても含む場合もある。広告のターゲティングにあたっては、海外高付加価値旅行事業者が普段活用する媒体等のリサーチを行い、より効率的にターゲット層にリーチすることが可能な手法とすること。

(7) 効果測定

ア. アクセス解析

(ア) 毎月アクセス解析を行い、TCVB に報告すること。また、アクセス状況を確認するため、サイトのアクセス管理画面の ID とパスワードを TCVB に報告すること。

(イ) アクセス解析からサイトに問題が見つかった場合は、速やかに状況を TCVB に共有し判断を仰ぐこと。

イ. 効果測定

サイトの閲覧数、サイト内の滞在時間、1セッション当たりの閲覧ページ数等の目標値を設定すること。設定した目標値に対し、達成できるようサイト制作・運営を行い、毎月報告を行うこと。

(8) サイトの管理運営

ア. サイトは、受託者が用意するサーバーにて運営・管理すること。

イ. 既に取得・使用しているドメインの継続と管理を行うこと。また DNS (プライマリ・セカンダリ) サーバーを用意し、管理運営を行うこと。

ウ. 受託者は当該プロモーション用ウェブサイトの運営が正常に行われるために全てのサーバー保守、データバックアップ、モニタリング等の管理を行うこと。

エ. サイトの運営システムの運用管理体制のイメージを示すこと。通常時及び障害時の緊急連絡体制を記載すること。障害発生時は 24 時間受付可能な体制とすること。

オ. 受託者はサイトが適切に運用されているか、年間を通して確認すること。またアクセス解析からサイトに問題が見つかった場合は、速やかに状況を TCVB に共有し、判断を仰ぐこと。

カ. ウェブサイト運営に使用するシステム等 (サーバーなどのインフラ、使用ツール類、CMS 等) は、必要に応じて最新版へのアップデートを実施すること。脆弱性や不具合など、緊急性の高いものについては、速やかに TCVB に共有し、判断を仰ぐこと。なお、アップデートを実施した際は TCVB へ報告すること。

キ. 一般的なブラウザや、PC、スマートフォン、タブレット等の機器で支障なく

閲覧可能なものとする。

- ク. 全てのページにおいて、SSL を設置すること。
- ケ. 順次コンテンツが増えていくことを前提にウェブサイトの構築及び設計をすること。
- コ. サイト内の全ての企画は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。
- サ. 別紙 2「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準（改訂版）」を参照の上、事業者向けサイトとして必要と思われる項目については同ルールに準じること。アクセシビリティ診断を実施し、令和 6 年度内に診断結果をサイトに公開すること。また、令和 5 年度に実施したアクセシビリティ診断で対応が必要な箇所については、優先順位や対応策を検討し、対応すること。
- シ. TCVB がサイトの広告等による PR を実施する際には、別途指定するサイトの広告出稿に関する事業者と協力し、必要な対応を行うこと。
- ス. Cookie の使用について同意を求めるツールの改修等が必要な場合には、TCVB が提示する事項に従い、対応を行うこと。なお、本対応に係る経費は委託費には含まない。

(9) その他

契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引き継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な注意を行うこと。また、汎用性のあるサイトを制作し、権利関係や特殊費用の発生等が生じないような処置を行うこと。また、これらにかかる経費及び新規受託業者への引き継ぎに係る費用は、契約金額に含まれるものとする。

8. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、TCVB の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

9. 秘密の保持

受託者は、8 により TCVB が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

8 により TCVB が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

10. 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章第 3 節第 2 款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ TCVB の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1) の規定は、受託者の従業員、8 の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1) 及び (2) の規定については、TCVB が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第 2 章第 3 節第 3 款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、TCVB に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者が本契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を TCVB に許諾するものとし、TCVB は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、TCVB はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4) は、著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、TCVB の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

11. 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

12. 個人情報の保護等

- (1) 「東京都個人情報取扱事務要綱」*及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」**を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様」***に定められた事項を遵守すること。

*https://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/kojinjoho/gaiyo/documents/20230401_jimutoriyoukou.pdf

**https://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/kojinjoho/gaiyo/documents/20230401_annzenkanrikijunimeji.pdf

***https://www.tevb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyo_0122.doc

(2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。

また、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

ア. アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に TCVB から承認を得ること。

イ. システム要件に係る事項

受託者は本委託業務に係るシステム及びネットワークの保守に必要な不正プログラム対策、不正アクセス対策等を行うものとし、使用するソフトウェア（OS、ミドルウェア、データベース、ウィルス対策ソフト等）は、委託期間において、常に最新のセキュリティパッチを適用すること。

ウ. 受託者は、TCVB 又は東京都が実施するセキュリティ診断（リスク評価、脆弱性診断、改ざん検知等）に協力すること。ただし、診断の結果の対応については、別途 TCVB と受託者で協議し決定する。

(3) 本件において取り扱う個人情報について、特に以下の事項に留意すること。

ア. 本事業のサイトを通じて得たもので、問い合わせを行ったユーザーの氏名・連絡先・メールアドレスなど。

イ. TCVB 職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名・メールアドレスなど。

ウ. 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

(4) 本事業の遂行にあたり 8 により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様」にある事項を遵守させること。

また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

ア. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

13. 支払方法

(1) 契約代金の支払いについて

受託者への支払は、委託完了後の TCVB 担当者による検査終了後、受託者から

の支払請求書に基づき 30 日以内に委託料を一括で支払うものとする。

(2) 完了報告と成果物の提出について

ア. 委託完了届

別紙 3「委託完了届」を提出すること。

イ. 実施報告書

A4 版、横書きカラーで作成の上、紙 1 部、電子データを CD-R または DVD-R で 1 部納品すること。

※目次、体裁、提出期限等は別途 TCVB が指定する。

ウ. 本サイトにある全ての情報、機能、言語及びコンテンツ等の電子データを CD-R または DVD-R 等の記録媒体に保存し、1 部納品すること。

14. 契約更新

本委託業務にかかる契約は、受託者が良好な履行を行ったと TCVB が判断する場合、受託者との合意のもと、1 年間を単位として最大 2 回まで本契約を更新することができる。

更新を検討するにあたって TCVB において評価会を実施するため、別途業務報告書を提出すること。更新後の業務内容・規模については、本委託業務に係る契約期間内に別途提示する。

契約更新にあたっては、当該年度における東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立するとともに、TCVB 収支予算が TCVB 評議員会で承認された場合において、確定するものとする。

15. その他

(1) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

(2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVB と事前に協議すること。

(3) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行にあたっては TCVB と協議のもと進めること。

(4) 侵害時の対応は以下のとおりとする。

ア. 緊急時対応体制の整備

情報セキュリティに関する事故や情報資産に対する侵害が発生した場合は、別に定める緊急体制に従って対応すること。

イ. 緊急時対応体制の内容

別に定める緊急体制に従い、連絡を行うと同時に、迅速に適切な対処を施すこと。

ウ. 緊急時対応体制の見直し

契約開始後及び担当者の変更等、見直しが必要な要件が発生した場合は、緊急体制の見直しを行うこと。

- (5) 受託者の制作体制において、ライター、翻訳者、チェッカー、カメラマンなど専門的な業務に携わるスタッフに問題があると TCVB が判断した場合は、再度の校閲・校正、担当者の変更を依頼することがある。
- (6) 天変地異、政治状況の劇的な変化等により、本事業を中止する場合がある。その場合は契約書第 17 条に則り履行完了部分に対して代金を支払うものとし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては別途そのポリシーに従い代金を支払う。
- (7) 本委託契約は、令和 6 年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和 6 年度 TCVB 収支予算が令和 6 年 3 月 31 日までに TCVB 評議員会で承認された場合において、令和 6 年 4 月 1 日に確定するものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団
観光事業部 村田・小西
email : a.murata@tcvb.or.jp